

協議第12号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年12月7日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

能登川町及び蒲生町の所有する財産は、すべて東近江市に引き継ぐものとする。

協 定 項 目

財産の取扱い

協 定 項 目 N o .

9

1 市 2 町 の 現 況

一般・特別会計(平成15年度決算額)

項 目		東近江市	能登川町	蒲生町
主 な 資 産	土 地	1,937,597 m ²	398,386 m ²	602,153 m ²
	建 物	323,739 m ²	72,479 m ²	54,490 m ²
	有 価 証 券	22,967 千円	- 千円	- 千円
	出資による権利	645,996 千円	158,055 千円	112,636 千円
	債 権	782,281 千円	- 千円	76,533 千円
	基 金	14,237,690 千円	1,800,931 千円	2,458,361 千円
債 務	地 方 債 等	53,739,253 千円	16,378,096 千円	10,581,660 千円
	債務負担行為に基づく平成 16年度以降の支出予定額	1,329,311 千円	132,151 千円	1,143,587 千円

財産区

	東近江市	能登川町	蒲生町
現 況	甲津畑財産区	該当なし	該当なし

水道事業(平成15年度決算額)

項 目		東近江市	能登川町	蒲生町
資 産	土 地	94,047 千円	29,792 千円	75,371 千円
	建 物	32,488 千円	77,070 千円	63,893 千円
	構 築 物	6,534,225 千円	1,977,705 千円	1,697,315 千円
	そ の 他 資 産	117,838 千円	54,982 千円	113,119 千円
	計	6,778,598 千円	2,139,549 千円	1,949,698 千円
債 務	企 業 債	1,901,119 千円	350,597 千円	744,115 千円

病院事業(平成15年度決算額)

項 目		東近江市	能登川町	蒲生町
資 産	土 地	- 千円	269,034 千円	132,084 千円
	建 物	- 千円	1,870,523 千円	708,466 千円
	構 築 物	- 千円	928,194 千円	63,087 千円
	そ の 他 資 産	- 千円	1,040,197 千円	466,811 千円
	計	- 千円	4,107,948 千円	1,370,448 千円
債 務	企 業 債	- 千円	2,402,107 千円	690,854 千円

協定項目	財産の取扱い	協定項目 No.	9
------	--------	----------	---

1 市 2 町の 現 況

主な公の施設

項 目		東近江市	能登川町	蒲生町
道路	m	545,721	119,465	148,467
農道	m	109,733	35,070	94,908
林道	m	79,745	-	1,400
橋梁	箇所	451	139	112
都市公園	m ²	577,896	36,255	-
公営住宅	戸	586	80	57
上水道	箇所	2 簡易水道 4 一部事務組合 1	1	1
下水道（処理面積）	千m ²	41,948	3,908	2,444
農村下水道	箇所	43	4	5
保育園	箇所	8	4	-
幼稚園	箇所	19	2	2
小学校	箇所	16	4	3
中学校	箇所	8	1	1
児童館	箇所	4	3	-
隣保館	箇所	2	-	1

項 目		東近江市	能登川町	蒲生町
公民館	箇所	13	1	1
図書館	箇所	5	1	-
博物館	箇所	7	-	2
市民会館・公会堂	箇所	1	1	1
集会施設	箇所	25	4	2
保健センター	箇所	5	1	1
勤労青少年ホーム	箇所	1	-	-
老人福祉センター	箇所	4	1	1
診療所	箇所	4	-	2
病院	箇所	-	1	1
体育館	箇所	9	2	1
野球場	箇所	4	-	1
運動場	箇所	8	1	2
テニスコート	箇所	6	2	2
プール	箇所	2	1	-

公の施設とは・・・住民の福祉を推進する目的を持ってその利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設

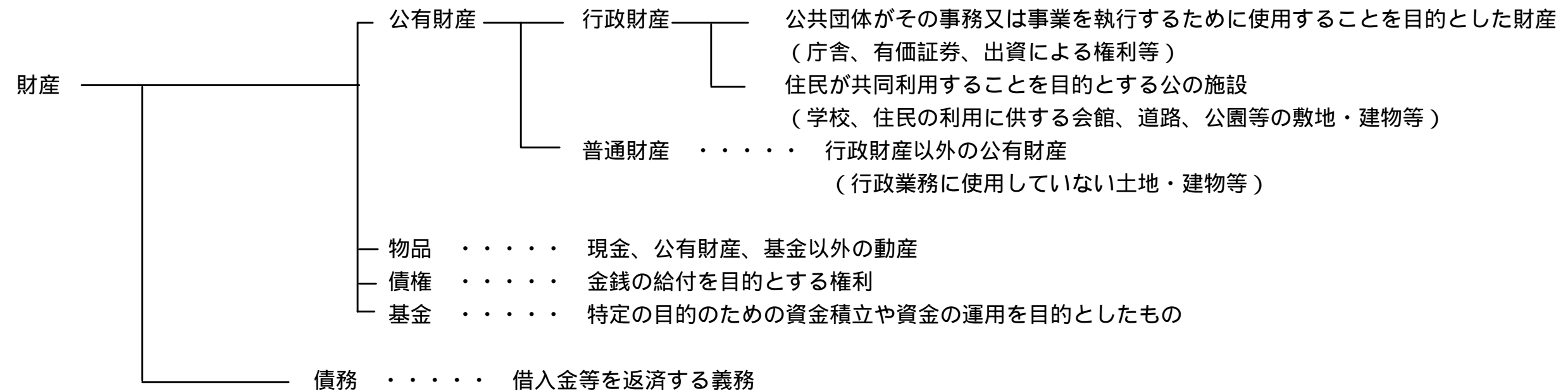
協 定 項 目	財産の取扱い	協 定 項 目 N o .	9
---------	--------	---------------	---

関 係 法 令 等

(地方自治法第7条第4項)

市町村が廃置分合する場合において財産処分するときは、関係市町村が協議してこれを定める。

【 財 産 】



【 財 産 区 】

財産区とは、市町村及び特別区の区域の一部で、市町村から独立して財産を所有し、管理・処分を行うことを認められた特別地方公共団体
 市町村制施行当時から引き続き存在
 市町村合併等の時に設置